

自衛官等に対する偏見及び差別の解消並びに理解促進を求める意見書

自衛隊は、我が国の平和と独立を守る国防の任に加え、大規模災害時における人命救助、復旧支援、急患空輸、不発弾処理、国民保護、国際平和協力活動など、多岐にわたる重要な役割を担っており、自衛官は服務の宣誓において「我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法および法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもって専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努め、もって国民の負託にこたえること」を誓い、日々、職務に当たっているところである。

しかしながら、国会において自衛官を志す皆様の家庭環境に関して一面的かつ偏見を助長する発言がなされた。これは、自衛官及びその家族、さらには将来、自衛隊に入隊する若者に対して誤った印象を与えることが懸念される事態が生じた。自衛隊の入隊動機は、国防や災害派遣での貢献、専門技術の取得など様々であり、特定の家庭環境と結び付けて、語られるべきものではありません。

また、自衛官の募集環境は依然として厳しい状況にあり、自衛官に対する偏見や差別的な見方が広まることは、人材確保に悪影響を及ぼし、ひいては我が国の安全保障体制にも影響を与えかねません。

よって、国におかれては、これまでも自衛隊に対する理解促進や人材確保に向けた様々な取り組みを進めているところではあるが、自衛官及びその家族の名誉と尊厳が守られ、自衛隊に対する正しい理解の促進と偏見の解消が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

記

- 1 自衛官及びその家族に対する偏見や差別の解消に向け、国民への啓発並びに理解促進に積極的に取り組むこと。
- 2 自衛隊の役割や自衛官の職務について正しい理解を深めるための客観的かつ公平に研修する機会、情報発信及び教育の充実を図ること。
- 3 自衛官及びその家族が、不当な偏見や差別的扱いを受けることのない社会の実現に向け、必要な制度及び施策について検討し、地方公共団体とも連携して取り組むこと。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 18 日

羽島市議会

宛先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、防衛大臣、文部科学大臣